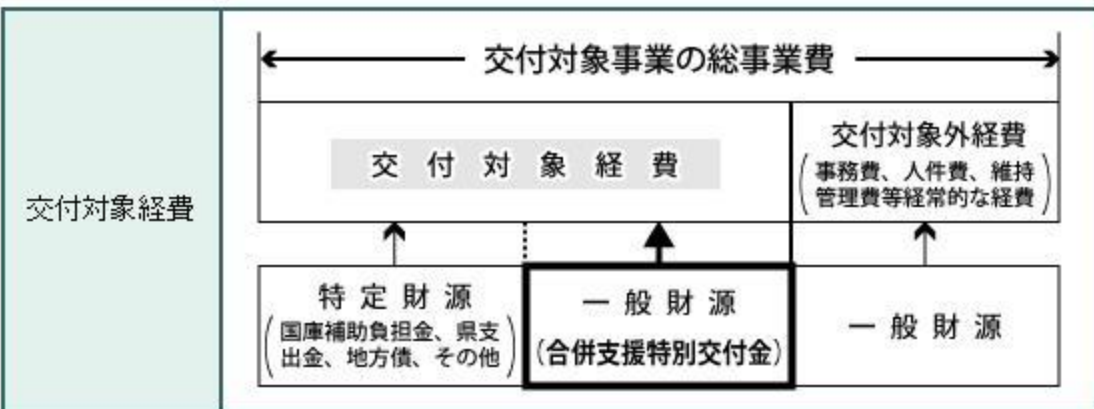


# 青森県市町村合併支援特別交付金制度の概要

交付対象市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年3月末までに合併した市町村(旧法合併市町村)</li> <li>○ 平成17年3月末までに合併申請を行い、平成18年3月末までに合併した市町村(経過措置適用合併市町村)</li> <li>○ 知事が特に必要と認めた合併関係市町村を代表する一の市町村(知事が合併を決定し、かつ合併期日が平成18年3月31日以前である場合。)</li> </ul>
---------	--

交付対象事業	<p>合併に伴い必要となる臨時的な事業に係る交付金事業全体計画(知事の承認を要す。)に基づき実施する下記の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併年度及びこれに続く5箇年度までの間に、市町村建設計画に基づき実施する、次に掲げる事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 保健、医療、福祉等の行政サービスの格差是正のための事業</li> <li>イ 電算システムの統合等広域的行政サービスのシステム整備のための事業</li> <li>ウ その他合併に伴い必要となる事業で特に必要と認められるもの</li> </ul> </li> <li>○ 合併後速やかに行政サービスを提供するため、合併関係市町村を代表する一の市町村が、合併が行われる日前に着手する電算システムの統合等に関連する事業</li> </ul>
--------	--



交付総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧法合併市町村 5億円 + (n × 1億円) (n = 合併関係市町村数 - 2)</li> <li>○経過措置適用合併市町村 4億円 + (n × 1億円) (n = 合併関係市町村数 - 2)</li> </ul>
------	--

交付期間	<p>原則として、合併日以後の合併年度及びこれに続く5箇年度間(知事が特に必要と認める場合、知事が合併を決定した日以降、合併日の前までに交付することができる。)</p>
------	--

単年度 交付限度額	<p>各年度において、交付総額に次の各号に定める割合を乗じて得た額(単年度交付限度額)を上限として交付。</p> <p>(1) 合併年度            20%</p> <p>(2) 第2～第6年度       16%</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">(</p> <p style="margin-left: 40px;">各年度の交付金額が単年度交付限度額に達しない場合、単年度交付限度額からその年度の交付済額を除いた額を、次年度の単年度交付限度額に繰り越して加算することができる。この場合、当該繰り越し額を加算した額をもって単年度交付限度額とする。</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">)</p>
--------------	---